



# 第99回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時**：2019年6月27日（木曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）  
**開催場所**：東京都新宿区北新宿二丁目21番1号  
新宿フロントタワー22階 当社本店

## 目次

---

第99回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 監査役3名選任の件	
第3号議案 補欠監査役2名選任の件	
(提供書面)	
事業報告	11
連結計算書類	34
計算書類	37
監査報告書	40

---

株 主 各 位

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

**アキレス株式会社**

代表取締役社長 伊 藤 守

## 第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権をご行使いただくことができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3頁から4頁まで）にしたがって、2019年6月26日（水曜日）午後5時20分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
  2. 場 所 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号  
新宿フロントタワー 22階  
当社本店
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第99期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第99期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件    |
| 第2号議案 | 監査役3名選任の件   |
| 第3号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.achilles.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。  
したがって、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
  - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.achilles.jp>）に掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

議決権の行使方法には以下の3つの方法があります。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

### 株主総会に当日ご出席いただける場合



株主総会開催日時  
**2019年6月27日(木)**  
**午前10時** (受付開始 午前9時)

総会会場（新宿フロントタワー）の所在場所は裏表紙「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。  
\* 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
また、資源節約のため、「本招集ご通知」を当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。

#### 代理人様のご出席について

\* 株主様以外の方は株主総会にご出席いただけません。代理出席の場合、代理人の方も議決権を有する株主様である必要があります。代理人様として行使する議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。

### 株主総会にご出席いただけない場合

#### 1. 郵送による議決権行使の場合



行使期限

**2019年6月26日(水) 午後5時20分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は同封の記載面保護シールをご利用ください。

\* 議決権行使書用紙に、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

#### 2. インターネットによる議決権行使の場合



行使期限

**2019年6月26日(水) 午後5時20分まで**

当社指定の「議決権行使ウェブサイト」にアクセスし、議案の賛否をご入力の上、上記期限までにご送信ください。

【議決権行使ウェブサイトURL】  
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

詳しくは次頁をご覧ください。

# パソコン用サイトにおける議決権行使の方法

STEP 1

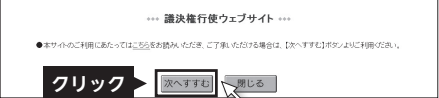
## 議決権行使ウェブサイトへアクセス

- 検索サイトで検索
- 下記QRコードからのアクセスも可能です。

議決権行使 みずほ 検索

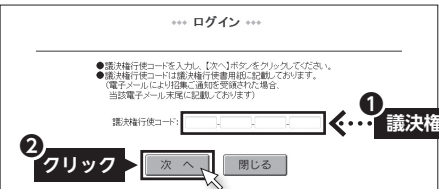
または

● 議決権行使サイト  
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



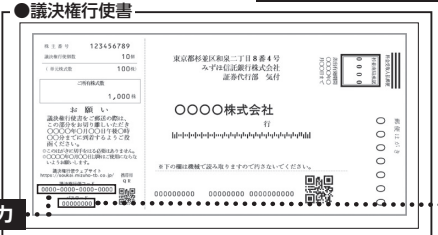
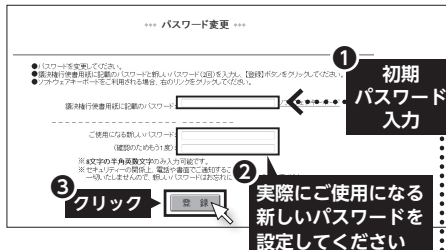
STEP 2

## ログイン



STEP 3

## パスワードの変更



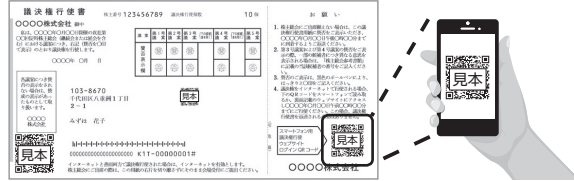
以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

# スマートフォン専用サイトのご案内

スマートフォンをお持ちの株主様は、送付した議決権行使書用紙に記載のQRコードをスマートフォンで読み取り、ID・パスワードを入力することなく専用サイトにログインし、議決権をご行使いただけます。

詳細は右の図をご参照ください。

※QRコード® 読み取りによるログインでの議決権行使は1回のみ可能です。



## 議決権行使における注意事項

- (1) 郵送とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使とさせていただきます。
- (2) インターネット上で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使とさせていただきます。
- (3) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

## お問い合わせ先について

- (1) 議決権電子行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
 みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
 電話 **0120-768-524** (フリーダイヤル) (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記 (1) 以外の住所変更等に関するお問い合わせ先  
 みずほ信託銀行 証券代行部  
 電話 **0120-288-324** (フリーダイヤル) (平日 9:00~17:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営の安定と収益の向上による経営基盤の強化の上に、株主の皆様への安定的な利益還元を維持することを基本としております。第99期の期末配当につきましては、当期の業績および諸般の状況を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。


- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき、金40円といたしたいと存じます。  
この場合の配当総額は637,390,200円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2019年6月28日

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の本総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
1	 <p style="text-align: center;">やまだ しげる 山田 茂 (1956年10月9日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1975年4月 当社入社 2006年6月 当社原価計算部長 2010年1月 当社足利総務部長 2013年1月 当社原価計算部長 2015年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)</p>	3,200株
<p>監査役候補者とした理由</p> <p>山田茂氏は、当社の経理部門、総務部門の要職を務めるなど、当社グループの事業ならびに財務、会計、管理業務に関する高い見識を有しており、これらの経験から、当社グループの実効的な監査の遂行に適切な人材と判断し、同氏を引き続き監査役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
2	 <p>あ り が よ し の り 有 賀 美 典 (1964年7月19日生)</p> <p>再 任 社 外 独立役員</p>	<p>1989年10月 中央新光監査法人 1994年 3月 公認会計士登録 1995年10月 プライスウォーターハウスクーパースLLP 2000年 9月 中央青山監査法人 2004年 9月 公認会計士有賀美典事務所開設 (現在に至る) 2004年 9月 税理士酒巻敬二事務所 2005年 1月 税理士登録 2011年 6月 当社補欠監査役 2011年 9月 アクティビア・プロパティーズ投資法人監 督役員 (現在に至る) 2013年 1月 税理士有賀美典事務所開設 (現在に至る) 2016年 6月 当社監査役 (現在に至る) 2019年 2月 株式会社ラクト・ジャパン補欠社外監査役 (現在に至る)</p>	一 株
<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>有賀美典氏は、公認会計士および税理士資格を有し、長年にわたり企業の実務に携わるなど、財務、会計に精通していることから、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断し、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、社外監査役となる以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由によりその職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	 <p>かさばら ちえ 笠原 智恵 (1968年9月15日生) (戸籍上の氏名：福田智恵)</p> <p>新任 社外 独立役員</p>	<p>2000年4月 弁護士登録 集国際法律事務所</p> <p>2006年11月 Greenberg Traurig LLP, New York</p> <p>2007年11月 集あすか法律事務所</p> <p>2008年1月 集あすか法律事務所パートナー</p> <p>2009年1月 渥美総合法律事務所・外国法共同事業</p> <p>2010年1月 渥美総合法律事務所・外国法共同事業（現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）パートナー (現在に至る)</p> <p>2015年6月 株式会社クレディセゾン社外監査役 (現在に至る)</p> <p>2016年6月 当社補欠監査役 (現在に至る)</p>	<p>—株</p>
<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>笠原智恵氏は、弁護士資格を有し、長年にわたり企業の実務に携わっているほか、現在は株式会社クレディセゾンで社外監査役を務めるなど企業法務に精通していることから、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断し、同氏を社外監査役候補者いたしました。なお、同氏は、社外監査役となる以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由によりその職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 有賀美典氏および笠原智恵氏は、社外監査役候補者であります。
3. 有賀美典氏は、当社の監査役に就任してから3年になります。
4. 有賀美典氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の内容の概要は次のとおりであります。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。
5. 有賀美典氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 笠原智恵氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。
7. 笠原智恵氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の条件を満たしており、社外監査役に就任した場合には、独立役員となる予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第3項に基づき、監査役山田茂氏の補欠監査役として宮寄徹氏を、社外監査役有賀美典氏および笠原智恵氏の補欠社外監査役として松岡一臣氏を選任することをお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の本総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
1	 <p style="text-align: center;">みやごき とおる 宮 寄 徹 (1955年1月19日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1973年4月 当社入社</p> <p>2014年6月 当社執行役員関西支社長兼支社断熱資材販売部長</p> <p>2016年3月 当社執行役員関西支社長兼支社総務部長</p> <p>2017年10月 当社執行役員関西支社長 (現在に至る)</p> <p>2018年6月 当社補欠監査役 (現在に至る)</p>	300株
<p>補欠監査役候補者とした理由</p> <p>宮寄徹氏は、当社の関西支社長、総務部門の要職を務めるなど、当社グループの事業ならびに管理業務に関する高い見識を有しており、これらの経験から、当社グループの実効的な監査の遂行に適切な人材と判断し、同氏を引き続き補欠監査役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
2	 <p>まつおか かずおみ 松岡 一臣 (1967年5月21日生)</p> <p>新任 社外 独立役員</p>	<p>1990年8月 TAC株式会社 1991年8月 中央新光監査法人 (旧 中央青山監査法人) 1994年3月 公認会計士登録 1996年11月 ドイツ・クーパーズ・アンド・ライブランド会計事務所 (現 プライスウォーターハウスクーパーズ) デュッセルドルフ事務所 1999年9月 中央新光監査法人 (旧 中央青山監査法人) 2000年7月 インスティネット証券会社CFO 2001年4月 ジャパンクロス証券株式会社監査役 2001年12月 税理士登録 2001年12月 松岡一臣公認会計士・税理士事務所開設 (現在に至る) 2004年9月 インスティネット証券会社取締役管理本部長 2006年5月 SBIホールディングス株式会社経営企画室部付部長 2006年11月 SBIジャパンネクスト証券株式会社取締役兼執行役員 2011年12月 株式会社イメージエポック社外取締役 2012年6月 DREAMプライベートリート投資法人監督役員 (現在に至る) 2012年12月 株式会社グッドスマイルカンパニー社外監査役 (現在に至る) 2014年3月 AppBank株式会社社外監査役 (現在に至る) 2016年7月 社会福祉法人多摩同胞会監事 (現在に至る)</p>	一株
<p>補欠社外監査役候補者とした理由</p> <p>松岡一臣氏は、公認会計士および税理士資格を有し、長年にわたり企業の実務に携わっているほか、現在はAppBank株式会社で社外監査役を務めるなど財務、会計に精通していることから、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断し、同氏を補欠社外監査役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 松岡一臣氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
 3. 松岡一臣氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。  
 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。  
 4. 松岡一臣氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員条件を満たしており、社外監査役に就任した場合には、独立役員となる予定であります。

以上

(提供書面)

## 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における経済情勢は、国内では年度半ばまでは緩やかな景気回復基調が継続したものの、後半にかけて各種経済指標に変調がみられ景気後退の懸念が生じました。また、個人消費や消費者物価は低い伸びで推移しました。海外では米国やアジア新興国経済が堅調に推移したものの、中国経済の成長鈍化や米国発の外交・貿易問題が懸念材料となり、先行き不透明な状況が続きました。

このような事業環境のもと、当社グループは企業価値の増大を目指して、お客様が求める商品・ブランド力のある商品創りに注力してまいりました。具体的には省エネルギー関連製品、環境対応製品、生活関連製品など成長分野とインフラ整備関連分野、およびグローバル化へと積極的な事業展開を推進するとともに、継続してコストダウンおよび省エネルギー・廃棄物の削減に取り組んでまいりました。

その結果、当期連結業績は売上高85,705百万円（前期比2.5%減）、営業利益1,402百万円（前期比40.2%減）、経常利益2,004百万円（前期比27.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益338百万円(前期比85.2%減)となりました。

以下、各事業につきご報告申し上げます。

#### シューズ事業

ジュニアスポーツシューズでは、新ブランドとして「n☆p school (ニコ☆ブチスクール)」、また既存ブランドの「瞬足」においても走れるカジュアルシューズ「SLBY SYUNSO KU (エスエル バイ シュンソク)」を新たに投入して市場より高い評価を得られましたが、子供靴市場の競争激化により前年売上を下回りました。また、「こどもが一日で一番長く履く靴…だから、うわばきを変える。」をキャッチコピーに上市した高機能校内用上履きの「瞬足@SCHOOL」が好評を得ましたが、シューズ事業全体では前年売上を下回りました。なお、競合他社との競争激化により継続して営業利益がマイナスのため、固定資産の減損損失を計上いたしました。

## プラスチック事業

車輻内装用資材は、自動車マーケットの減速により中国・北米向けが伸び悩み、国内向けも自然災害による自動車メーカーの減産の影響を受け、全体として前年売上を下回りました。

フィルムの国内事業は、工業用、産業用が苦戦し前年売上を下回りました。輸出は、窓用、産業用、北米向けの医療用新規アイテムが好調に推移し、前年売上を上回りました。北米事業は、産業用と医療用が好調で、前年売上を上回りました。農業分野は、生分解性製品と猛暑の影響により遮光剤が好調でしたが、農業用ビニールフィルムが苦戦し、前年並みの売上となりました。

建装資材の床材は、市況の伸び悩みを受け、前年売上をわずかに下回りましたが、壁材は新柄投入の効果により、前年売上を大きく上回りました。

引布商品は、ゴム引布、排水管用ジョイントが好調に推移したものの輸出用ポートが奮わず、全体としては前年売上を下回りました。

## 産業資材事業

ウレタンは、寝具・車輻・雑貨用など主力製品が好調に推移し、前年売上を上回りました。

断熱資材は、スチレン製品はブロックの受注が好調に推移し、前年売上を上回りましたが、ボード製品・システム製品は住宅・建築市場の低迷により、前年売上を下回りました。断熱資材全体では、前年売上を下回りました。

工業資材は、北米の半導体メーカーとシリコンウエハー搬送用部材を開発したことにより、米国への輸出が好調でしたが、中国市場向け既存商品の販売が伸び悩み、前年売上を下回りました。

当連結会計年度の各事業の状況は以上述べたとおりであります。

以下、各事業区分の売上高を記載いたします。

事業	売上高	前期比	構成比率
シューズ事業	13,994 百万円	88.9 %	16.3 %
プラスチック事業	41,005	99.2	47.9
産業資材事業	30,704	99.5	35.8
合計	85,705	97.5	100.0

② 設備投資の状況

1) 当連結会計年度に完成した主な設備

プラスチック事業 壁材製造設備の排煙処理装置 (足利第二工場)

当連結会計年度の企業集団の設備投資総額は45億円であります。

2) 当連結会計年度中に継続中の主要設備の新設、拡充

産業資材事業 ウレタン製造設備および建物 (滋賀第二工場)

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 96 期 (2015年4月 ~2016年3月)	第 97 期 (2016年4月 ~2017年3月)	第 98 期 (2017年4月 ~2018年3月)	第 99 期 (2018年4月 ~2019年3月)
売 上 高 (百万円)	88,344	86,937	87,910	85,705
経 常 利 益 (百万円)	2,394	3,004	2,769	2,004
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,543	1,974	2,284	338
1株当たり当期純利益 (円)	137.96	109.01	132.40	20.50
総 資 産 (百万円)	78,007	79,720	79,566	74,891
純 資 産 (百万円)	43,541	44,837	45,059	41,763
1株当たり純資産額 (円)	2,378.79	2,541.84	2,671.90	2,620.91

(注) 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、前連結会計年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

### (3) 対処すべき課題

今後わが国の経済は、雇用環境の改善が継続することで個人消費も回復に向かうものと期待されますが、中長期的には少子高齢化がさらに進み人口減少と年齢構成の変化により生産活動や消費行動が多様化することが予測されます。世界的には、新興国の台頭に伴い生産・消費が拡大する一方で、SDGs（持続可能な開発目標）の重要性が増すものと思われまます。また、IoTやAI技術の発達・キャッシュレス化の流れは新たな事業を創出する反面、既存事業の構造や働き方の改革が求められることが予想されます。

世界・日本における生産や消費の大きな変化に対応し、持続的な成長を遂げるため、当社グループが保有する技術と経営資源を最大限に活かし、積極的な展開を図ることにより「企業に社会に未来に、新たな価値を創り続けていくこと」を目指します。この目標を実現するために当社が対処すべき課題として以下のとおりの重要課題に取り組んでまいります。

#### 【事業戦略】

- ① 中国における車輻・航空機内装材事業の拡大
- ② 消費財分野の強化・ブランド確立による企業価値の向上
- ③ 中間財・生産財の高品質化によるシェア拡大

#### 【経営基盤の強化】

- ① シューズ事業の収益性改善
- ② スマートプロセス・デジタル技術付加による既存設備の生産性向上
- ③ 国内外の物流改革
- ④ 顧客起点に立った迅速な新商品開発
- ⑤ 新人事制度によるグローバル人材の育成
- ⑥ 次世代基幹情報システムの導入

持続的な成長を遂げ企業価値を高めることを目的としてグループ全員が情熱と論理をもって、国際的に逞しい会社を目指し、より大きな価値を創造する企業集団を構築してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループが製造・販売する主要品目は下記のとおりであります。

##### <シューズ事業>

瞬足、瞬足レモンパイ、アキレス・ソルボ、フォートゥースリーデザインズ、マインリ  
ラックス、SPALDING、UNITED COLORS OF BENETTON、ALL DAY Walk (オ  
ールデイウォーク)、OUTDOOR PRODUCTS (アウトドアプロダクツ)、  
MEDIFOAM (メディフォーム)、校内履シューズ、職域シューズ、ブーツ

##### <プラスチック事業>

###### 車輦内装用資材

キャストイングレザー、合成皮革カブロン、ラミネート資材

###### 一般レザー・カブロン・ラミネート

カレンダーレザー、キャストイングレザー、合成皮革カブロン、ラミネート資材 (家具  
用、靴用、建材用、衣料用、工業資材用、メディカル用)

###### フィルム

フィルム：産業・工業用 (半硬質フィルム、オレフィンフィルム)  
一般用 (軟質フィルム・シート、PPシート)  
機能性 (クリーンルーム用カーテン、ドアカーテン)

農業資材：被覆資材 (農業用ビニールフィルム、農業用POフィルム)

関連資材 (生分解性マルチフィルム、施設園芸用塗布型遮光剤)

###### 建装資材

床材：住宅用・店舗用クッションフロア、商業用重歩行シート

壁材：住宅用・店舗用壁装材、天井材

###### 引布

ゴム引布 (ターポリン)、ゴムシート (フィルム)、排水管用継手 (アキレスジョイント)、  
インフレーターブルポート、エアertent、エア水槽、背負い式消火水囊

##### <産業資材事業>

###### ウレタン

軟質ウレタンフォーム、日用雑貨、寝具、家具、車輦用、素材および加工品



**断熱資材**

断熱用硬質ウレタンボード、断熱屋根材、断熱システム（原液、発泡機および附帯設備）、スチレンブロック、化粧型枠材（マトリックス）、EPS土木工法用ブロック、トンネル裏込ウレタン注入工法（Tn-P工法）

**工業資材**

静電気対策品、OA機器部品、半導体向け出荷梱包資材と出荷梱包材の回収・洗浄・リユース等のサービス業務、医療機器筐体、RIM成形品

**衝撃吸収材**

衝撃吸収用インソール、サポーター、足底板用パッド、マット、工業用防振材

(5) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

	名 称	所 在 地
当 社	本 社	東 京 都 新 宿 区
	関 西 支 社	大 阪 市 北 区
	北 海 道 営 業 所	札 幌 市 北 区
	九 州 営 業 所	福 岡 市 博 多 区
	足 利 第 一 工 場	栃 木 県 足 利 市
	足 利 第 二 工 場	栃 木 県 足 利 市
	滋 賀 第 一 工 場	滋 賀 県 野 洲 市
	滋 賀 第 二 工 場	滋 賀 県 豊 郷 町
	美 唄 工 場	北 海 道 美 唄 市
	九 州 工 場	福 岡 県 飯 塚 市
子会社	A C H I L L E S U S A , I N C .	アメリカ合衆国ワシントン州
	阿基里斯 (上海) 国際貿易有限公司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市
	アキレスコアテック(株)	東 京 都 墨 田 区
	関東アキレスエアロン(株)	栃 木 県 足 利 市
	大阪アキレスエアロン(株)	大 阪 市 北 区

**(6) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)**

## ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,677 ( 376 ) 名	△30 ( △3 ) 名

(注) 使用人数は就業人員数であり、パートおよび臨時嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,303 (246) 名	△19 (△12) 名	41.3歳	19.6年

(注) 使用人数は就業人員数であり、パートおよび臨時嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(7) 重要な子会社の状況**

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ACHILLES USA, INC.	6,720千米ドル	100.0%	プラスチック製品の製造・販売

**(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)**

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,950百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,628
株式会社三井住友銀行	700

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 70,000,000株
- ② 発行済株式の総数 16,762,714株 (自己株式827,959株を含む)
- ③ 株主数 11,946名
- ④ 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	783千株	4.92%
東 京 ア キ レ ス 協 和 会	699	4.39
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信託口)	546	3.43
足 利 ア キ レ ス 協 和 会	545	3.43
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	440	2.76
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	431	2.71
大 阪 ア キ レ ス 協 和 会	431	2.71
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信託口)	365	2.29
株 式 会 社 足 利 銀 行	343	2.16
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	321	2.02

(注) 上記のほか、当社保有の自己株式827千株があり、持株比率は自己株式を除いて算出しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役および監査役の状況

(2019年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長	伊 藤 守	
専務取締役	小 林 英 明	営業部門統轄兼産業資材部門担当 (榮新科技有限公司代表取締役)
常務取締役	日 景 一 郎	製造部門統轄兼生産革新担当 (アキレスマリン(株)、アキレスウエルダー(株)代表取締役、 阿基里斯先進科技股份有限公司董事長)
常務取締役	藤 澤 稔	C S R ・ 人事総務 ・ 経理担当兼コンプライアンス本部長 (アキレス商事(株)代表取締役)
取 締 役	永 島 照 明	シューズ部門担当兼シューズ製造本部長 (アキレス島根(株)、ACHILLES HONG KONG CO.,LTD., 崇徳有限公司代表取締役、広州崇徳鞋業有限公司董事長)
取 締 役	大 蔵 孝 也	プラスチック部門 ・ 購買担当兼車輻資材事業部長 (阿基里斯(上海)国際貿易有限公司董事長)
取 締 役	米 竹 孝 一 郎	(国立大学法人山形大学名誉教授)
取 締 役	佐 藤 修	
常勤監査役	山 田 茂	
監 査 役	須 藤 昌 子	(岩本法律事務所)
監 査 役	有 賀 美 典	(公認会計士 ・ 税理士有賀美典事務所、アクティビア ・ プロ パティーズ投資法人監督役員)

- (注) 1. 取締役米竹孝一郎氏および取締役佐藤修氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役須藤昌子氏および監査役有賀美典氏は、社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役山田茂氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 社外監査役須藤昌子氏は、弁護士の資格を有しております。  
 5. 社外監査役有賀美典氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 社外取締役米竹孝一郎氏、社外取締役佐藤修氏および社外監査役有賀美典氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
7. 取締役鈴木卓郎氏は、2018年8月29日に逝去により退任しております。
8. 監査役富川隆氏は、2018年6月28日をもって辞任により退任しております。

## ② 執行役員の状況

(2019年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
執行役員	柏 瀬 功 次	建装事業部長兼デザインセンター長
執行役員	山 本 勝 治	ウレタン事業部長兼支社ウレタン販売部長 (北海道アキレスエアロン(株)、山形アキレスエアロン(株)、 関東アキレスエアロン(株)、大阪アキレスエアロン(株)、 九州アキレスエアロン(株)代表取締役)
執行役員	小 林 一 俊	安全環境担当兼製造管理本部長
執行役員	宮 寄 徹	関西支社長
執行役員	嶋 倉 茂 夫	プラスチック製造本部長兼プラスチック工場長
執行役員	松 田 光 弘	断熱資材事業部長兼支社断熱資材販売部長 (東北アキレス(株)代表取締役)
執行役員	中 山 直 樹	研究開発本部長兼基礎研究開発グループ長
執行役員	海 野 実	シューズ事業部長兼シューズ営業本部長
執行役員	根 岸 康 夫	化成品事業部長 (アキレスコアテック(株)、アキレス大阪ビニスター(株)、 ACHILLES USA,INC.代表取締役)
執行役員	寺 岡 伸 明	人事総務担当補佐兼人事総務部長
執行役員	松 宮 稔	物流改革担当兼情報システム部長

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
執行役員	横山 浩 樹	産業資材製造本部長
執行役員	河原 雅 明	品質保証本部長兼生産革新推進部長
執行役員	河野 和 晃	経理本部長兼経理部長

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役米竹孝一郎氏、取締役佐藤修氏、監査役須藤昌子氏および監査役有賀美典氏の各氏について、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

④ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (2)	198百万円 (13)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	37 (13)
合計	15	235

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）は含まれておりません。
2. 上記の取締役および監査役の支給人員には、2018年6月28日開催の第98回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含んでおります。
3. 上記の取締役の支給人員には、2018年8月29日に逝去により退任した取締役1名を含んでおりません。

⑤ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

- ・社外取締役米竹孝一郎氏は、国立大学法人山形大学名誉教授であります。当社は同大学と共同研究を行っており経費を負担しておりますが、その負担額は僅少であります。

- ・ 社外監査役須藤昌子氏は、岩本法律事務所における弁護士であります。当社と同事務所の間には、取引関係はありません。
- ・ 社外監査役有賀美典氏は、公認会計士・税理士有賀美典事務所における公認会計士および税理士であります。当社と同事務所の間には、取引関係はありません。また、同氏は、アクティビア・プロパティーズ投資法人における監督役員であります。当社と同法人との間には、取引関係はありません。

## 2) 当事業年度における主な活動状況

- ・ 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会 (16回開催)		監査役会 (19回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 米竹孝一郎	16回	100%	－回	－%
取締役 佐藤修	13回	100%	－回	－%
監査役 須藤昌子	16回	100%	19回	100%
監査役 有賀美典	16回	100%	19回	100%

(注) 取締役佐藤修氏は2018年6月28日開催の第98回定時株主総会で選任されたため、就任後の取締役会の開催回数は13回であります。

- ・ 取締役会および監査役会における発言状況

各社外取締役は取締役会に出席し、取締役米竹孝一郎氏は学識経験者としての、取締役佐藤修氏は経営者としての客観的・中立的観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言や提言を行っております。

各社外監査役は取締役会に出席し、監査役須藤昌子氏は弁護士としての、監査役有賀美典氏は公認会計士および税理士としての、専門的・独立的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言および内部統制システムに関わる助言や提言を行っております。また、監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の業務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。



### (3) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システムの基本方針」という。）についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「企業理念」である「社会との共生」＝「顧客起点」の実践のために、全ての取締役および従業員が法令・定款を遵守し倫理を尊重する企業活動を基本原則として「企業行動憲章」を制定し、具体的な行動の基準を「行動規範」として定めております。

当社の取締役は「企業行動憲章」を基本とし、公正かつ透明な経営を責任をもって行っております。

企業倫理の徹底、維持、向上のため、社長を委員長としたコンプライアンス委員会を定期的および必要に応じ開催し、法令遵守状況の確認および監督・指導を行っております。

コンプライアンス部門は人事総務部門等の関連部門と連携をとり、研修計画の立案・実施、マニュアルの配布等による啓蒙活動により法令遵守体制の整備・指導を行っております。

内部監査部門は、法令遵守状況を定期的および必要に応じ確認しております。

倫理・法令遵守上疑義のある行為について、相談および通報の適正な処理の仕組みとして、社外弁護士窓口を含めた内部通報制度「アキレスホットライン」を整備し、社内の自浄作用が早期に働く体制を図っております。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、経営と業務の可視化ならびに効率化を図るため、取締役および従業員の職務の執行に係る情報については、文書および情報の運用、管理に関する規定を定め適切に管理するとともに、取締役および従業員が必要に応じ適宜閲覧できる体制を図っております。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業の推進に伴う個々のリスク（コンプライアンス、環境、災害、安全衛生、製品安全・品質管理、為替、海外進出、輸出管理、契約、訴訟、財務報告の信頼性等）に

については、各々のリスク管理担当部門が、規定、基準、ガイドライン等を整備し周知するとともに、モニタリング等を通じて各部門のリスク管理状況について把握、評価をし、指導・助言を行っております。

各部門を担当する取締役および部門長は、自部門におけるリスクの把握・評価を行い、規定等に基づき対応を図っております。

経営に関する不測の事態が発生した場合は「経営危機管理規定」に基づき、直ちに社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速に必要な対応を行い、損害・費用を最小限にとどめる体制を図っております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の審議・決定を行うとともに、業務執行状況の監督を行っております。

会社の意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため、経営会議を開催し取締役会に付議すべき事項の審議および取締役会の決定方針に基づく具体的な執行方針、その他経営に関する業務執行について審議・決定を行っております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、各部門を担当する取締役もしくは部門長に責任と権限を与え経営の効率的な運用を図っております。

持続的な成長と企業価値の増大を目指すため中期経営計画を策定し、計画的かつ効率的に事業を運営するため年度毎に予算を設定し、目標達成のため取締役および各部門長より構成された実績報告会議を定期的に行う。目標の進捗状況の管理を行っております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループとして共通の「企業理念」に基づき、子会社と一体となった事業運営を行い、各子会社を担当する取締役もしくは部門長が子会社の取締役となり、当社の取締役会、経営会議等を通じて子会社の職務執行に関する報告を行っております。

各子会社の管理に関しては、「子会社管理規定」を定め、適切な決裁・報告を義務付けております。

## 2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、各子会社を担当する取締役もしくは部門長が子会社の取締役となり、子会社を含めた自部門におけるリスクについて把握・評価を行い、規定等に基づき対応を図っております。

各子会社の管理に関しては、「子会社管理規定」に定めた、決裁・報告制度により経営管理を行い、必要に応じてモニタリングを行っております。

子会社を含む当社グループの経営に関する不測の事態が発生した場合は、「経営危機管理規定」に基づき、直ちに当社社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速に必要な対応を行い、損害・費用を最小限にとどめる体制を図っております。

## 3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社を含めた当社グループの中期経営計画を策定するとともに、計画的かつ効率的に事業を運営するために年度毎に予算を設定し、目標達成のため当社の取締役および各部門長より構成する実績報告会を定期的で開催し、当社グループの目標の進捗状況の管理を行っております。

## 4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業理念」の実践のために子会社を含めた当社グループ全ての取締役および従業員が法令・定款を遵守し倫理を尊重する企業活動を基本原則として「企業行動憲章」を制定し、具体的な行動の基準を「行動規範」として定めております。

当社の子会社の取締役等は「企業行動憲章」を基本とし、公正かつ透明な経営を責任をもって行っております。

企業倫理の徹底、維持、向上のため、当社の社長を委員長としたコンプライアンス委員会を定期的および必要に応じて開催し、子会社を含めた当社グループの法令遵守状況の確認および監督・指導を行っております。

コンプライアンス部門は、人事総務部門等の関連部門と連携し研修計画の立案・実施、マニュアルの配布等による啓蒙活動により子会社を含めた当社グループの法令遵守体制の整備・指導を行っております。

内部監査部門は、子会社を含めた当社グループの法令遵守状況を定期的および必要に応じて確認しております。

内部通報制度を整備し、子会社を含めた当社グループの自浄作用が早期に働く体制を図っております。

- 5) その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、当社グループの連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保するためのシステムおよび継続的モニタリングするために必要な体制の整備・運用を行っております。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役が必要と認めたときは、取締役から独立した臨時スタッフを置くものとし、指揮・命令・評価に関する権限は監査役が有するものとしております。
- ⑦ 当社の監査役の報告に関する体制
- 1) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- ア. 当社の取締役は、法定事項の他に、監査役に次の事項を報告しております。
- (a) 遅滞なく報告する事項
    - ・重要な事項に関して取締役会が決定した内容
    - ・重要な訴訟事件の発生
    - ・重要なコンプライアンス違反の発生
  - (b) 定期的又は適時報告する事項
    - ・内部監査の結果
    - ・内部通報制度による通報状況
    - ・海外子会社の相手国の資格を有する会計士による会計監査結果および子会社経理担当部門による確認・指導の結果
- イ. 当社の内部通報体制として、取締役など経営層に関する事項等を対象とした監査役直通の内部通報窓口を設置しております。
- 2) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制  
当社は、各子会社を担当する取締役もしくは部門長が子会社の取締役となり、子会社を含めた自部門において、決定された重要な事項、職務の執行に関する重大なコンプライアンス違反の事実、および重大な訴訟等の発生について、遅滞無く当社監査役に報告しております。  
当社グループの内部通報体制として、当社グループの取締役を含む経営層に関する事項等を対象とした監査役直通の内部通報窓口を設置しております。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
「内部通報制度運用規定」において、内部通報を行った者が、通報したことを理由として、解雇その他のいかなる不利益な取扱いを受けないことを定め、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底しております。
- ⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。
- ⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は取締役会の他、必要に応じその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取することができることとなっております。  
代表取締役と監査役会は定期的な意見交換会を開催し、また内部監査部門は監査役との連携を図り、適切な意思疎通および監査役の効果的な監査業務の遂行に協力しております。  
取締役および従業員は監査役による職務執行状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧、財産状況の調査等が、円滑に行われる様に協力しております。  
監査役会は、会計監査人から監査計画、監査執行状況、監査結果等について説明を受けるとともに、情報交換を行い、相互の連携を図っております。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制  
当社グループは、「企業行動憲章」に「市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底する」と定めるとともに、「行動規範」に具体的な行動の基準として、「反社会的勢力からの脅迫・強要等の不正な要求が起きた場合は、組織的に対応し、警察・法律家など専門家の助言のもと、毅然とした態度で臨む」と定め、担当部署を決めて対応しております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① コンプライアンスに関する取組み

当社は、企業倫理の徹底、維持、向上のため、コンプライアンス委員会を開催し、当社および当社子会社の法令遵守状況を確認し、監督・指導を行っております。また、コンプライアンス部門は、コンプライアンス研修の実施、規定の整備および周知、法令情報の通達等の啓蒙活動を行い、法令遵守体制の整備・指導を行っております。

### ② リスク管理に関する取組み

リスク管理に関しては、各リスク担当部門が規定、基準等を整備し周知するとともに、モニタリング等を通じてリスク管理状況について把握・評価し、指導・助言を行っております。また、各部門を担当する取締役および部門長が自部門におけるリスクの把握・評価を行い、規定等に基づき対応を行っております。

### ③ 企業集団の内部統制に関する取組み

当社子会社に関しては、各子会社を担当する取締役もしくは部門長が子会社の取締役となり、取締役会、経営会議を通じて各子会社の職務執行に関する報告を行うとともに、リスクの把握・評価を行い、規定等に基づき適切な対応を行っております。

### ④ 内部監査に関する取組み

内部監査に関しては、内部監査部門が法令遵守状況について定期的および必要に応じて確認を行っております。

### ⑤ 監査役監査に関する取組み

監査役は取締役会の他、必要に応じてその他の重要な会議に出席するとともに、取締役等から職務の執行状況を聴取しております。なお、代表取締役は監査役会と定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門も監査役と意見交換を行うなど、効果的な監査業務の遂行に協力しております。

## 4. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2008年4月28日開催の当社取締役会において、会社法施行規則に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定しており、その内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役就任して、法令および定款の定めを遵守しつつ当社の財務および事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。また、当社は株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の移動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら資本市場では、対象となる企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大規模な買付提案またはこれに類似する行為を強行するという動きがあります。これら大規模買付や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要し株主に不利益を与える恐れのあるもの、買収の提案理由が不明確なもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等々、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付行為や買付提案を行う者は不適切であり、このような者に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

### (2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

- ① 当社は、世界・日本における生産活動や消費行動の大きな変化に対応し、持続的な成長を遂げるため、当社グループが保有する技術と経営資源を最大限に活かし、積極的な展開を図ることにより「企業に社会に未来に、新たな価値を創り続けていくこと」を目指します。この目標を実現し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図るため、当社



が対処すべき課題として以下のとおりの重要課題に取り組んでおります。

#### 【事業戦略】

- 1) 消費財分野の強化・ブランド確立による企業価値の向上
- 2) 中間財・生産財の高品質化によるシェア拡大
- 3) 海外生産・販売各拠点の再構築

#### 【経営基盤の強化】

- 1) シューズ事業の収益性改善
- 2) 当社固有技術の強化による生産性の向上
- 3) 国内外の物流改革
- 4) 顧客起点に立った迅速な新商品開発
- 5) 新人事制度によるグローバル人材の育成
- 6) 基幹情報システム更新

また、当社は創業以来、プラスチック加工技術力を継続して高め、配合技術・製膜技術・発泡技術・断熱技術・導電化技術など特徴ある技術を開発し、これらを融合・複合化させ、お客様により身近な製品、独創性のある商品を提供してまいりました。具体的には、省エネルギー関連製品、環境対応製品、生活関連製品など成長分野とインフラ整備関連分野へ積極的な事業展開を推進し、企業価値の向上を図ってまいりました。

- ② 当社は、企業理念として「社会との共生」＝「顧客起点」を基本に企業行動憲章、行動規範を制定し、コーポレートガバナンス（企業統治）の充実に努めております。

また、会社法に定める内部統制構築に関する基本方針により企業統治に関する組織、規定を充実させ企業の透明性・効率性・健全性をより高めるとともに、取締役、監査役の役割の明確化に努め「経営の効率化」、「経営意思決定の迅速化」に注力しております。

- (3) **会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

当社は、当社の企業価値向上に向けた取組みを進めるとともに、当社株式について大規模買付行為を行いまたは行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、法令および定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

なお、当社は、2008年6月27日開催の定時株主総会の決議により「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「本プラン」といいます。)を導入し、継続してまいりました。しかし、2017年4月25日開催の取締役会において本プランを継続しないことを決議したため、本プランは2017年6月29日開催の定時株主総会の終結の時をもって、有効期限満了により終了しております。

#### **(4) 取組みに対する取締役会の判断及びその理由**

当社取締役会は、前記(3)の取組みについて、合理的かつ妥当な内容であって、前記(1)の基本方針に沿っており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社従業員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>45,409</b>	<b>流動負債</b>	<b>24,676</b>
現金及び預金	5,209	支払手形及び買掛金	12,658
受取手形及び売掛金	21,760	電子記録債務	3,017
電子記録債権	4,390	短期借入金	2,228
商品及び製品	9,144	未払金	2,379
仕掛品	1,504	未払法人税等	269
原材料及び貯蔵品	2,068	その他	4,123
その他	1,395	<b>固定負債</b>	<b>8,451</b>
貸倒引当金	△62	長期借入金	3,000
		繰延税金負債	373
		退職給付に係る負債	4,636
		資産除去債務	381
		PCB廃棄物処理引当金	41
		その他	18
<b>固定資産</b>	<b>29,482</b>	<b>負債合計</b>	<b>33,128</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>19,341</b>	<b>(純資産の部)</b>	
建物及び構築物	8,154	<b>株主資本</b>	<b>39,967</b>
機械装置及び運搬具	5,883	資本金	14,640
土地	4,180	資本剰余金	6,712
建設仮勘定	462	利益剰余金	20,364
その他	659	自己株式	△1,749
<b>無形固定資産</b>	<b>297</b>	その他の包括利益累計額	1,796
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,843</b>	その他有価証券	752
投資有価証券	3,613	評価差額金	49
退職給付に係る資産	3,193	繰延ヘッジ損益	7
繰延税金資産	2,364	為替換算調整勘定	985
その他	726	退職給付に係る調整累計額	985
貸倒引当金	△54	<b>純資産合計</b>	<b>41,763</b>
<b>資産合計</b>	<b>74,891</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>74,891</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		85,705
売上原価		68,420
売上総利益		17,284
販売費及び一般管理費		15,882
営業利益		1,402
営業外収益		
受取利息及び配当金	73	
その他の	638	712
営業外費用		
支払利息	34	
その他の	76	110
経常利益		2,004
特別利益		
固定資産売却益	32	
投資有価証券売却益	108	
保険差益	15	156
特別損失		
固定資産売却損	5	
減損損失	1,214	
固定資産除却損	136	1,355
税金等調整前当期純利益		804
法人税、住民税及び事業税	441	
法人税等調整額	25	466
当期純利益		338
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		338

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	14,640	8,238	20,700	△1,285	42,294
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△674		△674
親会社株主に帰属する当期純利益			338		338
自 己 株 式 の 取 得				△1,990	△1,990
自 己 株 式 の 消 却		△1,525		1,525	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△1,525	△336	△464	△2,326
当 期 末 残 高	14,640	6,712	20,364	△1,749	39,967

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整 勘	退職給付に 係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	1,220	△106	305	1,344	2,765	45,059
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△674
親会社株主に帰属する当期純利益						338
自 己 株 式 の 取 得						△1,990
自 己 株 式 の 消 却						—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△467	156	△297	△359	△969	△969
当 期 変 動 額 合 計	△467	156	△297	△359	△969	△3,295
当 期 末 残 高	752	49	7	985	1,796	41,763

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>36,909</b>	<b>流動負債</b>	<b>23,040</b>
現金及び預金	1,656	支払手形	1,235
受取手形	5,358	電子記録債権	3,017
電子記録債権	3,998	買掛金	9,745
売掛金	14,327	短期借入金	2,200
商品及び製品	7,624	未払金	2,074
仕掛品	1,257	未払法人税等	103
材料及び貯蔵品	1,338	未払消費税	215
前払費用	302	未払費用	1,888
短期貸付金	406	預り金	1,388
その他の金	679	設備関係支払手形	366
貸倒引当金	△39	設備関係電子記録債権	433
		その他	371
<b>固定資産</b>	<b>28,446</b>	<b>固定負債</b>	<b>7,653</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>16,926</b>	長期借入金	3,000
建物	6,540	退職給付引当金	4,218
構築物	685	P C B廃棄物処理引当金	41
機械装置	4,648	資産除去債務	375
車両運搬具	35	その他	18
工具器具備品	608	<b>負債合計</b>	<b>30,694</b>
土地	3,981	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	427	<b>株主資本</b>	<b>33,992</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>148</b>	資本金	14,640
ソフトウェア	93	資本剰余金	6,712
その他	54	資本準備金	3,660
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,371</b>	その他資本剰余金	3,052
投資有価証券	2,248	<b>利益剰余金</b>	<b>14,388</b>
関係会社株	4,173	その他利益剰余金	14,388
長期貸付金	6	固定資産圧縮積立金	189
長期前払費用	155	別途積立金	10,200
前払年金	1,671	繰越利益剰余金	3,998
繰延税金	2,630	<b>自己株式</b>	<b>△1,749</b>
その他	535	評価・換算差額等	669
貸倒引当金	△50	その他有価証券評価差額金	619
		繰延ヘッジ損益	49
<b>資産合計</b>	<b>65,356</b>	<b>純資産合計</b>	<b>34,661</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>65,356</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		70,376
売上原価		57,345
売上総利益		13,030
販売費及び一般管理費		12,479
営業利益		551
営業外収益		
受取利息及び配当金	663	
その他の	573	1,236
営業外費用		
支払利息	52	
その他の	270	322
経常利益		1,465
特別利益		
固定資産売却益	32	
投資有価証券売却益	106	
保険差益	15	154
特別損失		
固定資産売却損	4	
減損損失	1,214	
固定資産除却損	124	1,343
税引前当期純利益		276
法人税、住民税及び事業税	61	
法人税等調整額	45	106
当期純利益		169

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金(注)		
当 期 首 残 高	14,640	3,660	4,578	8,238	14,894	△1,285	36,487
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△674		△674
当 期 純 利 益					169		169
自己株式の取得						△1,990	△1,990
自己株式の消却			△1,525	△1,525		1,525	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△1,525	△1,525	△505	△464	△2,495
当 期 末 残 高	14,640	3,660	3,052	6,712	14,388	△1,749	33,992

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	1,085	△106	979	37,467
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△674
当 期 純 利 益				169
自己株式の取得				△1,990
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△466	156	△310	△310
当 期 変 動 額 合 計	△466	156	△310	△2,806
当 期 末 残 高	619	49	669	34,661

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位 百万円)

	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	260	10,200	4,433	14,894
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△674	△674
固定資産圧縮積立金の取崩	△70		70	—
当 期 純 利 益			169	169
当 期 変 動 額 合 計	△70	—	△434	△505
当 期 末 残 高	189	10,200	3,998	14,388

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

アキレス株式会社  
取締役会御中

#### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津田良洋	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	美久羅和美	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アキレス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アキレス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

アキレス株式会社  
取締役会御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 津田良洋 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 美久羅和美 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アキレス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び各取組みについては、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019 年 5 月 20 日

アキレス株式会社 監査役会

常勤監査役 山田 茂 ㊞

社外監査役 須藤 昌子 ㊞

社外監査役 有賀 美典 ㊞

以上







# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号  
新宿フロントタワー 22階

当社本店

電話 (03) 5338-9200 (代表)



最寄駅	東京メトロ丸ノ内線	西新宿駅下車	1番出口	徒歩約4分
	東京メトロ丸ノ内線/都営大江戸線	中野坂上駅下車	A1出口	徒歩約8分
	都営大江戸線	都庁前駅下車	A5出口	徒歩約10分
	JR線	新宿駅下車		徒歩約15分

※ 東京メトロ丸ノ内線 西新宿駅1番出口付近で当社係員がご案内しております。

※ 新宿フロントタワーのエレベーターは、エレベーターホールC(19~27階用)をご利用下さい。

UD  
FONT

見やすいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。